

平成20年度

一般会計・後期高齢者医療会計
歳入歳出決算の状況

北海道後期高齢者医療広域連合

目次

1	平成20年度決算額総括	1
2	平成20年度一般会計決算について	2
	①歳入に関する説明	5
	②歳出に関する説明	8
3	平成20年度後期高齢者医療会計決算について	12
	①歳入に関する説明	16
	②歳出に関する説明	24
4	基金運用状況調書	29

1 平成20年度決算額総括

一般会計においては、歳入が1,793,812,273円、歳出は1,519,617,733円であり、歳入と歳出の差引額は274,194,540円でありました。

また、後期高齢者医療会計においては、歳入が564,596,378,983円、歳出は554,254,855,223円であり、差引額は10,341,523,760円でありました。

両会計を合計すると、歳入が566,390,191,256円、歳出は555,774,472,956円であり、差引額は10,615,718,300円でありました。

1 決算額総括表

(単位：円)

区 分	歳 入 A	歳 出 B	差 引 (A-B) C	備 考
一 般 会 計	1,793,812,273	1,519,617,733	274,194,540	
後 期 高 齢 者 医 療 会 計	564,596,378,983	554,254,855,223	10,341,523,760	
合 計	566,390,191,256	555,774,472,956	10,615,718,300	

2 実質収支に関する調書

(単位：千円)

区 分	歳入総額 A	歳出総額 B	差引額 (A-B) C	翌年度へ 繰り越す べき財源 D	実質収支額 (C-D) E	平成19年度 実質収支額 F	単年度収支額 (E-F) G
一 般 会 計	1,793,812	1,519,618	274,194	0	274,194	116,781	157,413
後 期 高 齢 者 医 療 会 計	564,596,379	554,254,855	10,341,524	0	10,341,524	0	10,341,524
合 計	566,390,191	555,774,473	10,615,718	0	10,615,718	116,781	10,498,937

2 平成20年度一般会計決算について

1 歳入

1 款 分担金及び負担金 (収入済額 1,458,362,000円)

収入額は、1,458,362,000円で、予算と同額であります。これは、広域連合構成市町村からの共通経費としての事務費負担金です。後期高齢者医療会計の事務費相当額も含めて、一般会計で収入しており、繰出金により医療会計へ支出しています。

2 款 国庫支出金 (収入済額 47,468,900円)

医療費の地域格差の特例として、制度施行前の3年間の一人当たり老人医療給付費実績が広域連合区域全体の20%以上低く乖離していた市町村は、平成20年度から平成25年度まで保険料の算定特例があり、北海道では15市町村が該当となっています。法の規定に基づき保険料の不均一賦課による減収分を、国及び道より2分の1ずつの割合で広域連合へ負担され、その収入を一般会計で受け入れ特別会計へと繰り出すこととなっています。平成20年度の国からの後期高齢者医療不均一保険料負担金は、47,218,900円となっています。

また、後期高齢者医療費補助金交付要綱による医療費適正化事業のうち医療保険者等の「意見を聞く場」の設置に対する補助として、運営協議会経費が該当となり補助基本額の2分の1として、250,000円の収入となっています。

3 款 道支出金 (収入済額 47,218,900円)

国庫支出金における、後期高齢者医療不均一保険料負担金と同様に、道より47,218,900円が収入となっています。

4 款 財産収入 (収入済額 ー円)

利子及び配当金の受入科目として1千円を予算計上していましたが、収入がありませんでした。

なお、当広域連合では、基金を預金保険制度により全額保護の対象となる「普通預金無利息型」により管理をしているため、利子収入はありません。

5 款 繰入金 (収入済額 118,788,085円)

国からの交付金を財源として設置している後期高齢者医療制度臨時特例基金から、交付金の対象事業となる「説明会の開催及び周知広報に要する経費」の所要経費として、広域連合による事業実施分として21,329,934円、市町村による事業実施分として28,290,752円を、取り崩しています。広報実施事業については、歳出の状況にて掲載します。

また、他会計繰入金として、後期高齢者医療会計で収入している特別調整交付金のうち、一般会計で実施し補助対象となる「特別対策に関する広報の実施等に要する経費」の所要経費として、広域連合による事業実施分として10,819,200円、市町村による事業実施分として58,348,199円を、繰り入れています。

6 款 繰越金 (収入済額 116,781,193円)

平成19年度の一般会計決算剰余金を平成20年度へ繰り越しています。繰越金額は、116,781,193円です。

7 款 諸収入 (収入済額 5,193,195円)

一般会計における平成20年度歳計現金預金利子として、3,343,829円が収入となっています。

その他には、雑入として、臨時職員の雇用保険収入が26,366円、広域連合が借り上げ派遣職員へ貸付けをしている公宅使用料が1,823,000円の収入となっています。

2 歳出

1 款 議会費 (支出済額 2,008,770円)

本広域連合における平成20年度議会の運営に要した経費です。平成20年度では、3回の議会を開会しました。各議会では、以下のような事項を審議し議決されました。

会議区分	開催日	主な審議事項
H20第1回臨	H20.7.16	保険料軽減の条例改正、補正予算ほ
H20第2回定	H20.11.21	決算認定、条例改正、補正予算ほか
H21第1回定	H21.2.20	条例改正、補正予算、当初予算ほか

2 款 総務費 (支出済額 204,786,212円)

平成20年4月から制度運用が開始となったことに伴い、20年度より後期高齢者医療会計が新たにできましたが、一般会計の総務費では、広域連合事務局の管理運営経費や一般会計に属する総務系の職員の人件費、広域連合における周知等広報経費、広域連合の運営に関する協議をする運営協議会経費、監査委員及び選挙管理委員会経費を執行しています。

広域連合の職員は、構成市町村及び北海道などから派遣されており、時間外勤務手当等を除く人件費相当分を負担金として、派遣元市町村へ支出しています。

また、制度開始前の周知不足等により、制度開始後大きな混乱が生じ、保険料納付方法の選択性の導入や保険料軽減の拡充やその他制度の改正が、制度運用後に行われました。それらの実施に伴う追加財源が国から追加となり、特別対策による広報事業などを実施しています。

○平成20年度に広域連合が実施した広報事業業務委託 (44,046,552円)

広報媒体	実施回数	備考
新聞広告	6回	速報性が求められるものについて実施
新聞折り込み	2回	より詳細な広報が求められるものについて実施
特別対策周知チラシ	1回	制度改正による周知チラシの配布
リーフレット	2回	制度の概略を説明するもので、被保険者への配布や市町村窓口への配置
医科への送付	1回	リーフレット等を医科窓口へ配置

3款 公債費 (支出済額 一円)

歳計現金の不足に対応するため、一時借入金の支払利息を予算計上していたが、平成20年度は一時借入金の借入れ実績がありませんでした。

4款 諸支出金 (支出済額 1,312,822,751円)

法令の規定に基づく保険料不均一賦課に伴う国及び道からの後期高齢者医療不均一負担金を、後期高齢者医療会計へ繰出金として94,437,800円の執行をしている。

また、制度改正に伴う構成市町村における周知広報経費として、後期高齢者医療制度臨時特例基金及び特別調整交付金を財源として、市町村へ交付している。

- ①後期高齢者医療制度臨時特例基金による交付
 - ・説明会の開催及び周知広報に要する経費 28,290,752円
- ②特別調整交付金による交付
 - ・特別対策に関する広報の実施等に要する経費 58,348,199円

5款 予備費 (支出済額 一円)

不測の事態に備えるため1,000千円の予備費を予算計上をしていたが、予備費充用はありませんでした。

①歳入に関する説明（一般会計）

科 目	予算現額	調 定 額	収入済額	収入未済額	説 明								
1. 分担金及び負担金	1,458,362,000円	1,458,362,000円	1,458,362,000円	0円									
1. 負担金	1,458,362,000円	1,458,362,000円	1,458,362,000円	0円									
1. 市町村負担金	1,458,362,000円	1,458,362,000円	1,458,362,000円	0円	<p>◎北海道後期高齢者医療広域連合規約第19条の規定に基づき共通経費として道内180市町村から収入した事務費負担金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>均等割</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>高齢者人口割</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>人口割</td> <td>50%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※人口割については、平成19年3月31日現在による。</p>	区 分	負担割合	均等割	10%	高齢者人口割	40%	人口割	50%
区 分	負担割合												
均等割	10%												
高齢者人口割	40%												
人口割	50%												
2. 国庫支出金	51,005,000円	47,468,900円	47,468,900円	0円									
1. 国庫負担金	50,856,000円	47,218,900円	47,218,900円	0円									
1. 保険料不均一賦課負担金	50,856,000円	47,218,900円	47,218,900円	0円	<p>◎後期高齢者医療不均一保険料負担金 <u>※決算額 47,218,900円</u></p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）附則第14条第3項の規定に基づく後期高齢者医療特別会計への繰入金の2分の1に相当する国庫負担金。 法令の規定に従い、一般会計で収入し、後期高齢者医療会計へ道負担金と合わせて繰り出す。</p>								
2. 国庫補助金	149,000円	250,000円	250,000円	0円									
1. 後期高齢者医療制度事業費補助金	149,000円	250,000円	250,000円	0円	<p>◎後期高齢者医療制度事業費補助金 <u>※決算額 250,000円</u></p> <p>平成20年度後期高齢者医療制度事業費補助金交付要綱による医療費適正化事業（医療保険者等の「意見を聞く場」の設置）の実施に係る国庫補助（補助率1/2）</p>								
3. 道支出金	50,856,000円	47,218,900円	47,218,900円	0円									
1. 道負担金	50,856,000円	47,218,900円	47,218,900円	0円									
1. 保険料不均一賦課負担金	50,856,000円	47,218,900円	47,218,900円	0円	<p>◎後期高齢者医療不均一保険料道費負担金 <u>※決算額 47,218,900円</u></p> <p>法附則第14条第4項の規定に基づく後期高齢者医療特別会計への繰入金の2分の1に相当する道負担金。 法令の規定に従い、一般会計で収入し、後期高齢者医療会計へ国庫負担金と合わせて繰り出す。</p>								

科 目	予算現額	調 定 額	収入済額	収入未済額	説 明
4. 財産収入	1,000円	0円	0円	0円	
1. 財産運用収入	1,000円	0円	0円	0円	
1. 利子及び配当金	1,000円	0円	0円	0円	◎科目計上
5. 繰入金	146,074,000円	118,788,085円	118,788,085円	0円	
1. 基金繰入金	76,600,000円	49,620,686円	49,620,686円	0円	
1. 後期高齢者医療制度 臨時特例基金	76,600,000円	49,620,686円	49,620,686円	0円	◎後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金 ※決算額 49,620,686円 平成19年度高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金及び平成20年度高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金により設置した後期高齢者医療制度臨時特例基金から交付対象事業分の所要額を取り崩す。 ・説明会の開催及び周知広報に要する経費 ①広域連合事業実施分 21,329,934円 (広報事業業務委託料より支出) ②市町村事業実施分 28,290,752円 (市町村特別対策事業交付金より支出)
2. 他会計繰入金	69,474,000円	69,167,399円	69,167,399円	0円	
1. 後期高齢者医療会計 繰入金	69,474,000円	69,167,399円	69,167,399円	0円	◎後期高齢者医療会計繰入金 ※決算額 69,167,399円 法第95条の規定に基づき交付される調整交付金のうち特別調整交付金の「特別対策に関する広報の実施等」に係る国庫補助金を、後期高齢者医療会計で収入し、一般会計へ繰り出しをする。 ・特別対策に関する広報の実施等に要する経費 ①広域連合事業実施分 10,819,200円 (広報事業業務委託料より支出) ②市町村事業実施分 58,348,199円 (市町村特別対策事業交付金より支出)

科 目	予算現額	調 定 額	収入済額	収入未済額	説 明
6. 繰越金	116,781,000円	116,781,193円	116,781,193円	0円	
1. 繰越金	116,781,000円	116,781,193円	116,781,193円	0円	
1. 繰越金	116,781,000円	116,781,193円	116,781,193円	0円	◎平成19年度一般会計決算剰余金 <u>※決算額 116,781,193円</u>
7. 諸収入	4,118,000円	5,193,195円	5,193,195円	0円	
1. 預金利子	1,868,000円	3,343,829円	3,343,829円	0円	
1. 預金利子	1,868,000円	3,343,829円	3,343,829円	0円	◎歳計現金預金利子 <u>※決算額 3,343,829円</u>
2. 雑入	2,250,000円	1,849,366円	1,849,366円	0円	
1. 雑入	2,250,000円	1,849,366円	1,849,366円	0円	◎雇用保険収入 <u>※決算額 26,366円</u> ◎公宅使用料 <u>※決算額 1,823,000円</u>
合 計	1,827,197,000円	1,793,812,273円	1,793,812,273円	0円	

②歳出に関する説明（一般会計）

科 目	予算現額	決 算 額	不 用 額	説 明																
1. 議会費	3,725,000円	2,008,770円	1,716,230円																	
1. 議会費	3,725,000円	2,008,770円	1,716,230円																	
1. 議会費	3,725,000円	2,008,770円	1,716,230円	◎議会運営に要した経費 ※決算額 2,008,770円 ○広域連合議会開催状況 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>会 議 区 分</th> <th>開 催 日</th> <th>出 席 議 員 数</th> <th>場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年第1回臨時会</td> <td>H20.7.16</td> <td>24名</td> <td>ノホテル札幌</td> </tr> <tr> <td>平成20年第2回定例会</td> <td>H20.11.21</td> <td>26名</td> <td>国保会館</td> </tr> <tr> <td>平成21年第1回定例会</td> <td>H21.2.20</td> <td>24名</td> <td>国保会館</td> </tr> </tbody> </table>	会 議 区 分	開 催 日	出 席 議 員 数	場 所	平成20年第1回臨時会	H20.7.16	24名	ノホテル札幌	平成20年第2回定例会	H20.11.21	26名	国保会館	平成21年第1回定例会	H21.2.20	24名	国保会館
会 議 区 分	開 催 日	出 席 議 員 数	場 所																	
平成20年第1回臨時会	H20.7.16	24名	ノホテル札幌																	
平成20年第2回定例会	H20.11.21	26名	国保会館																	
平成21年第1回定例会	H21.2.20	24名	国保会館																	
2. 総務費	222,607,000円	204,786,212円	17,820,788円																	
1. 総務管理費	222,197,000円	204,470,382円	17,726,618円																	
1. 一般管理費	218,769,000円	201,564,291円	17,204,709円	◎広域連合の管理及び運営に要した経 ○事務消耗品、通信運搬費、PC及びプリンター賃借などの運営経費 ※決算額 16,272,191円 ○時間外等職員手当、赴任・帰任旅費、臨時職員賃金、公宅借上料等 職員管理費 ※決算額 27,253,523円 ○派遣元市町村への人件費負担金 派遣職員構成（平成21年3月31日現在） 派遣元(30団体)派遣職員数(43名)／うち一般会計派遣職員数(16名) ※決算額 112,731,028円 ◎後期高齢者医療制度の周知等広報経 ○新聞等マスコミ媒体での広報、パンフレット等の作成及びホームページ への広報資料等の掲載 ※決算額 44,046,552円																

科 目	予算現額	決 算 額	不 用 額	説 明																								
				◎個人情報保護審査会及び運営協議会運営経費 <p style="text-align: right;">※決算額 1,260,997円</p> ○開催状況 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>会 議 区 分</th> <th>開催日</th> <th>出席委員数</th> <th>場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度第1回運営協議会</td> <td>H20.6.25</td> <td>19名</td> <td>かでの2・7</td> </tr> <tr> <td>平成20年度第2回運営協議会</td> <td>H20.9.26</td> <td>17名</td> <td>国保会館</td> </tr> <tr> <td>平成20年度第3回運営協議会</td> <td>H20.10.29</td> <td>17名</td> <td>国保会館</td> </tr> <tr> <td>平成20年度第4回運営協議会</td> <td>H21.1.29</td> <td>14名</td> <td>国保会館</td> </tr> <tr> <td>平成20年度第5回運営協議会</td> <td>H21.3.23</td> <td>17名</td> <td>国保会館</td> </tr> </tbody> </table>	会 議 区 分	開催日	出席委員数	場 所	平成20年度第1回運営協議会	H20.6.25	19名	かでの2・7	平成20年度第2回運営協議会	H20.9.26	17名	国保会館	平成20年度第3回運営協議会	H20.10.29	17名	国保会館	平成20年度第4回運営協議会	H21.1.29	14名	国保会館	平成20年度第5回運営協議会	H21.3.23	17名	国保会館
会 議 区 分	開催日	出席委員数	場 所																									
平成20年度第1回運営協議会	H20.6.25	19名	かでの2・7																									
平成20年度第2回運営協議会	H20.9.26	17名	国保会館																									
平成20年度第3回運営協議会	H20.10.29	17名	国保会館																									
平成20年度第4回運営協議会	H21.1.29	14名	国保会館																									
平成20年度第5回運営協議会	H21.3.23	17名	国保会館																									
2. 事務所管理費	3,273,000円	2,780,616円	492,384円	◎広域連合事務所の維持管理 ○光熱水費、清掃業務委託料等の維持管理費 ※決算額 2,150,616円 ○広域連合事務所電話回線追加変更工事 ※決算額 630,000円																								
3. 会計管理費	155,000円	125,475円	29,525円	◎会計管理用事務費 ○印刷製本費、財務会計システムプログラム変更委託 <p style="text-align: right;">※決算額 125,475円</p>																								
2. 選挙費	90,000円	84,580円	5,420円																									
1. 選挙管理委員会費	15,000円	14,580円	420円	◎市町村総合事務組合負担金（選挙管理委員分） ※決算額 14,580円																								

科 目	予算現額	決 算 額	不 用 額	説 明																				
2. 広域連合議会議員 選挙費	75,000円	70,000円	5,000円	◎選挙管理委員会開催経費 ※決算額 70,000円 ○選挙管理委員会開催状況 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>会 議 内 容</th> <th>開催日</th> <th>出席委員数</th> <th>場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議員選挙の実施等</td> <td>H20. 7. 24</td> <td>3名</td> <td>国保会館</td> </tr> <tr> <td>議員選挙の結果等</td> <td>H20. 10. 9</td> <td>3名</td> <td>国保会館</td> </tr> <tr> <td>委員長選挙、議員選挙の実施等</td> <td>H20. 11. 28</td> <td>4名</td> <td>国保会館</td> </tr> <tr> <td>議員選挙の結果等</td> <td>H21. 2. 27</td> <td>4名</td> <td>国保会館</td> </tr> </tbody> </table>	会 議 内 容	開催日	出席委員数	場 所	議員選挙の実施等	H20. 7. 24	3名	国保会館	議員選挙の結果等	H20. 10. 9	3名	国保会館	委員長選挙、議員選挙の実施等	H20. 11. 28	4名	国保会館	議員選挙の結果等	H21. 2. 27	4名	国保会館
会 議 内 容	開催日	出席委員数	場 所																					
議員選挙の実施等	H20. 7. 24	3名	国保会館																					
議員選挙の結果等	H20. 10. 9	3名	国保会館																					
委員長選挙、議員選挙の実施等	H20. 11. 28	4名	国保会館																					
議員選挙の結果等	H21. 2. 27	4名	国保会館																					
3. 監査委員費	320,000円	231,250円	88,750円																					
1. 監査委員費	320,000円	231,250円	88,750円	◎広域連合監査委員費 ※決算額 231,250円 ○監査実施状況 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>監 査 内 容</th> <th>開催日</th> <th>場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>例月出納検査</td> <td>月 1 回</td> <td>国保会館</td> </tr> <tr> <td>定期監査</td> <td>H20. 12. 10～H21. 2. 2</td> <td>国保会館</td> </tr> <tr> <td>決算審査</td> <td>H20. 9. 30</td> <td>国保会館</td> </tr> </tbody> </table>	監 査 内 容	開催日	場 所	例月出納検査	月 1 回	国保会館	定期監査	H20. 12. 10～H21. 2. 2	国保会館	決算審査	H20. 9. 30	国保会館								
監 査 内 容	開催日	場 所																						
例月出納検査	月 1 回	国保会館																						
定期監査	H20. 12. 10～H21. 2. 2	国保会館																						
決算審査	H20. 9. 30	国保会館																						
3. 公債費	42,000円	0円	42,000円																					
1. 公債費	42,000円	0円	42,000円																					
1. 利子	42,000円	0円	42,000円	◎一時借入金利息 ※決算額 0円 (平成20年度は、一時借入金の借入れ実績なし)																				
4. 諸支出金	1,599,823,000円	1,312,822,751円	287,000,249円																					
1. 他会計繰出金	1,485,568,000円	1,226,183,800円	259,384,200円																					
1. 後期高齢者医療会計	1,485,568,000円	1,226,183,800円	259,384,200円	◎後期高齢者医療会計への事務費繰出金 ※決算額 1,131,746,000円 構成市町村からの事務費負担金を、一般会計で一括して収入し、後期高齢者医療会計の事務費相当額を繰り出す。																				

科 目	予算現額	決 算 額	不 用 額	説 明
				◎保険料不均一賦課繰出金 ※決算額 94,437,800円 高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）附則第14条第3項及び第4項の規定に基づく、保険料不均一賦課に伴う国及び道からの負担金を、法附則第14条第2項の規定に基づき、後期高齢者医療特別会計へ繰り出す。 法令の規定に従い、一般会計で収入し、後期高齢者医療会計へ国庫負担金と道負担金を合わせて繰り出す。
2. 市町村支出金	114,255,000円	86,638,951円	27,616,049円	
1. 市町村支出金	114,255,000円	86,638,951円	27,616,049円	◎市町村特別対策事業交付金 ※決算額 86,638,951円 構成市町村における周知広報事業に対する交付金 ①後期高齢者医療制度臨時特例基金による交付 ・説明会の開催及び周知広報に要する経費 28,290,752円 ②特別調整交付金による交付 ・特別対策に関する広報の実施等に要する経費 58,348,199円
5. 予備費	1,000,000円	0円	1,000,000円	
1. 予備費	1,000,000円	0円	1,000,000円	
1. 予備費	1,000,000円	0円	1,000,000円	◎予備費 ※決算額 0円 (平成20年度は、予備費充用なし)
合 計	1,827,197,000円	1,519,617,733円	307,579,267円	

3 平成20年度後期高齢者医療会計決算について

1 歳入

1 款 市町村支出金 (収入済額 93,563,480,725円)

被保険者から市町村が徴収した保険料の「保険料負担金」及び低所得者等の保険料軽減分を公費で補てんする「保険基盤安定負担金」並びに療養の給付等に要する費用を定率負担する「療養給付費負担金」を、市町村が広域連合へ納付します。

全道の構成市町村からのそれぞれの収入済額は、保険料負担金39,281,468,116円、保険基盤安定負担金9,395,514,609円、療養給付費負担金44,886,498,000円となっています。

2 款 国庫支出金 (収入済額 192,543,689,194円)

国庫負担金は、療養の給付等に要する費用を定率負担する「療養給付費負担金」及び高額な医療に関する給付の発生に対し負担する「高額医療費負担金」が、国から交付となるものです。

収入済額はそれぞれ、療養給付費負担金134,107,083,326円、高額医療費負担金1,750,289,705円となっています。

国庫補助金は、以下の6項目です。収入済額は総額で56,686,316,163円となっています。

費 目 (2項 国庫補助金)		収入済額 (千円)	説 明
1目	調整交付金	50,488,365	広域連合間における被保険者に係る所得の格差による財政の不均衡を是正することや災害その他特別な事情がある広域連合に対して交付する
2目	特別高額医療費共同 事業費補助金	53,882	広域連合からの特別高額医療費共同事業の医療費拠出金と事務費拠出金の負担に対する国庫補助金
3目	保健事業費補助金	96,932	広域連合が実施する健康診査事業に対する国庫補助金
4目	医療費適正化事業費 補助金	1,469	後期高齢者医療制度事業費補助金交付要綱による医療費適正化事業の「レプト点検専門員の研修」及び「介護保険との給付調整に係るレプト点検」の実施に対する国庫補助金
5目	高齢者医療制度円滑 運営事業費補助金	2,396,244	高齢者医療制度円滑運営事業費補助金交付要綱による広域連合が実施する事業で「保険料軽減措置」及び「広域連合電算処理システム改修事業」に対する国庫補助金
6目	高齢者医療制度円滑 運営臨時特例交付金	3,649,424	後期高齢者医療制度臨時特例基金の造成に必要な経費に対する国庫補助金。交付金は、低所得者等の保険料軽減、説明会の開催及び周知広報、きめ細やかな相談を実施するための体制整備を行うことを目的として交付されます。
計		56,686,316	

3 款 道支出金 (収入済額 45,391,372,000円)

道負担金は、療養の給付等に要する費用を定率負担する「療養給付費負担金」及び高額な医療に関する給付の発生に対し負担する「高額医療費負担金」が、道から交付となるものです。

収入済額はそれぞれ、療養給付費負担金43,660,606,000円、高額医療費負担金1,750,289,705円となっています。

道補助金は、平成20年度後期高齢者健診事業費補助金交付要綱により、広域連合が行う被保険者に対する健診事業に対し補助金が交付となります。収入済額は、35,000,000円となっています。

4 款 支払基金交付金 (収入済額 230,247,252,000円)

広域連合が被保険者への療養の給付として負担する費用の4割及び現役並み所得者への特定費用等として負担する費用の9割は、現役世代からの長寿医療制度への負担として、社会保険診療報酬支払基金が交付する後期高齢者交付金で賄われます。

法第100条の規定により、保険納付対象額を算出し、支払基金が徴収する後期高齢者支援金を財源として、支払基金より交付となります。

5 款 特別高額医療費共同事業交付金 (収入済額 66,725,059円)

特別高額医療費共同事業は、広域連合における著しい高額な医療費の発生による財政影響を緩和するため、発生した高額医療費を共同で負担することによりリスクの分散を図るとともに、発生した広域連合の財政負担の軽減を行うことを目的として、全国の広域連合からの拠出金をもとにして実施される事業です。

共同事業の対象は、レセプト1件当たり400万円超のレセプトで、当該レセプトの200万円超の部分について、保険料と調整交付金でまかなうべき部分から、公費による高額医療費に対する支援を除いた部分について交付となります。

6 款 財産収入 (収入済額 ー円)

利子及び配当金の受入科目として1千円を予算計上していましたが、収入がありませんでした。

なお、当広域連合では、基金を預金保険制度により全額保護の対象となる「普通預金無利息型」により管理をしているため、利子収入はありません。

7 款 繰入金 (収入済額 2,626,752,320円)

後期高齢者医療会計事務費繰入金は、構成市町村からの事務費負担金を一般会計で一括して収入し、後期高齢者医療会計の事務費相当額を一般会計より繰り入れているものです。

保険料不均一賦課繰入金は、高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）附則第14条第3項及び第4項の規定に基づき、保険料不均一賦課に伴う国及び道からの負担金を、法附則第14条第2項の規定に基づき、一般会計から後期高齢者医療特別会計が繰り入れるものです。

後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金は、平成19年度高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金及び平成20年度高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金により設置した後期高齢者医療制度臨時特例基金から交付対象事業分の所要額を繰り入れています。

8 款 諸収入 (収入済額 157, 107, 685円)

預金利子は、後期高齢者医療会計における平成20年度歳計現金預金利子として、130, 811, 858円が収入となっています。

第三者納付金は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、後期高齢者医療給付を行ったときは、その後期高齢者医療給付の価額の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得することによる賠償金です。交通事故等賠償金として、20, 951, 551円の収入となっています。

返納金は、法第59条の規定により、偽りその他の不正の行為によって後期高齢者医療給付を受けた者がいるときは、広域連合は、その者からその後期高齢者医療給付の価額の全部又は一部を徴収することに基づく不正利得等返納金ですが、4, 904, 848円の収入となっています。

その他には、雑入として、嘱託職員の雇用保険収入が19, 428円、後期高齢者レセプトデータ作成業務に対する負担金として420, 000円の収入となっています。

2 歳出

1 款 後期高齢者医療費 (支出済額 554, 158, 743, 871円)

平成20年4月から制度運用が開始となったことに伴い、後期高齢者医療会計が新たにできました。

1 項総務管理費の1 目一般管理費では、後期高齢者医療制度の運営に要する事務関連経費や医療会計に属する業務系の職員の人件費、給付関連の業務委託費、後期高齢者医療制度臨時特例基金の積立などの経費を執行しています。広域連合の職員は、構成市町村及び北海道などから派遣されており、時間外勤務手当等を除く人件費相当分を負担金として、派遣元市町村へ支出しています。

また、2 目会計管理費では、郵便振替料金隔地払い手数料等の会計経費を執行し、3 目電算処理システム費では、パソコン関連の消耗品費や接続に係る通信運搬費等の管理経費、システム保守等の運用関連業務委託費、電算システム機器等の賃借料、市町村窓口端末などの備品購入費、電算システム改修共同事業に係る負担金などの電算システム関連経費を執行しています。

次に、2 項保険給付費は、後期高齢者医療会計の99%を占めており、療養給付費ほか給付関連経費を支出しています。各費目による執行状況は、以下のとおりとなっています。

費 目 (2 項 保険給付費)	執 行 額 (千円)	説 明
1 目 療養給付費	520, 973, 939	法第64条の規定により、被保険者の疾病又は負傷に対する療養の給付に要したもの
2 目 訪問看護療養費	917, 032	法第78条の規定により、被保険者の指定訪問看護の支給に要したもの
3 目 移送費	0	法第83条の規定により、被保険者が療養の給付を受けるため病院又は診療所に移送されたことによる移送費の支給に要したもの(療養給付費より支出)
4 目 高額療養費	21, 630, 421	法第84条の規定により、被保険者に対する高額療養費の支給に要したもの
5 目 審査支払手数料	1, 596, 802	国保連合会に対する審査支払手数料の支払いに要したもの
6 目 特別高額医療費共同事業拠出金	53, 484	国保中央会に対する特別高額医療費共同事業に対する拠出金
7 目 特別高額医療費共同事業事務費拠出金	397	国保中央会に対する特別高額医療費共同事業に対する事務費拠出金
8 目 葬祭費	958, 080	法第86条の規定により、後期高齢者医療に関する条例を定め、条例第2条により葬祭費として、3万円を支給する

9目	健康診査費	214,939	法第125条第1項及び条例第3条に基づき、北海道後期高齢者医療広域連合健康診査実施要綱を定め、構成市町村が実施する健診事業に対する委託料
10目	道財政安定化基金 拠出金	180,458	法第116条の規定により、後期高齢者医療の財政の安定化に資するために設置する道財政安定化基金に対する拠出金
11目	運営安定化基金 造成金	2,736,475	後期高齢者医療給付に係る財源の年度間の調整と被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を円滑かつ効率的に実施するための運営安定化基金への積立金
12目	諸費	149	保険料歳出還付金及び還付加算金
	計	549,262,176	

2 款 公債費 (支出済額 一円)

歳計現金の不足に対応するため、一時借入金の支払利息を予算計上していたが、平成20年度は一時借入金の借入れ実績がありませんでした。

3 款 予備費 (支出済額 一円)

不測の事態に備えるため2,000千円の予備費を予算計上をしていたが、予備費充用はありませんでした。

4 款 諸支出金 (支出済額 96,111,352円)

法第95条の規定に基づき交付される調整交付金のうち特別調整交付金の「特別対策に関する広報の実施等」に係る国庫補助金を、後期高齢者医療会計で収入し、一般会計へ繰り出しをする。

- ・特別対策に関する広報の実施等に要する経費（一般会計）
 - ①広域連合事業実施分 10,819,200円（広報事業業務委託料より支出）
 - ②市町村事業実施分 58,348,199円（市町村特別対策事業交付金より支出）

また、市町村の特別対策に対する交付金を下記のとおり支出している。

- ①構成市町村における「きめ細やかな相談体制整備事業」に対する交付金
 - ・後期高齢者医療制度臨時特例基金取り崩しによる 1,425,204円
- ②構成市町村における「長寿・健康増進事業」に対する交付金
 - ・国の特別調整交付金による実施事業に対する交付金 25,518,749円

- 特別調整交付金の補助対象事業項目
- ①健康相談、健康に関するリーフレットの提供
 - ②スポーツクラブ、保養施設等の利用助成
 - ③スポーツ大会、レクリエーションの運営費の助成
 - ④医療と介護の連携強化モデル事業
 - ⑤その他、被保険者の健康増進のために必要と認められる事業

①歳入に関する説明（後期高齢者医療会計）

科 目	予算現額	調 定 額	収入済額	収入未済額	説 明
1. 市町村支出金	95,447,220,000円	93,563,480,725円	93,563,480,725円	0円	
1. 市町村負担金	95,447,220,000円	93,563,480,725円	93,563,480,725円	0円	
1. 保険料等負担金	50,560,722,000円	48,676,982,725円	48,676,982,725円	0円	<p>◎保険料負担金 ※決算額 39,281,468,116円</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）第104条第1項の規定により、市町村が徴収した保険料を、法第105条の規定により、市町村が広域連合に納付する保険料負担金</p> <p>◎保険基盤安定負担金 ※決算額 9,395,514,609円</p> <p>保険基盤安定制度は、法第99条の規定により、低所得者等の保険料軽減分を公費で補てんするものです。 法の規定により、保険料軽減相当額の4分の3を道が市町村の一般会計へ支出し、市町村が残りの4分の1を合わせて、市町村の一般会計から特別会計へ繰り出し、市町村の特別会計より、広域連合へ保険基盤安定負担金として負担します。</p>
2. 療養給付費負担金	44,886,498,000円	44,886,498,000円	44,886,498,000円	0円	<p>◎療養給付費負担金 ※決算額 44,886,498,000円</p> <p>法第98条の規定により、「療養の給付等に要する費用の額」から「現役並み所得に該当する人の療養の給付等に要する費用の額」を控除した額に、1/2分の1を乗じた額を、市町村の一般会計から広域連合に対し定率負担をするものです。 当該年度の負担金については、概算の金額により交付となり、翌年度で精算します。</p>

科 目	予算現額	調 定 額	収入済額	収入未済額	説 明
2. 国庫支出金	191,603,867,000円	192,543,689,194円	192,543,689,194円	0円	
1. 国庫負担金	136,086,119,000円	135,857,373,031円	135,857,373,031円	0円	
1. 療養給付費負担金	134,659,494,000円	134,107,083,326円	134,107,083,326円	0円	<p>◎療養給付費負担金 ※決算額 134,107,083,326円</p> <p>法第93条第1項の規定により、「療養の給付等に要する費用の額」から「現役並み所得に該当する人の療養の給付等に要する費用の額」を控除した額に、12分の3を乗じた額を、国が広域連合に対し定率負担をするものです。 当該年度の負担金については、概算の金額により交付となり、翌年度で精算します。</p>
2. 高額医療費負担金	1,426,625,000円	1,750,289,705円	1,750,289,705円	0円	<p>◎高額医療費負担金 ※決算額 1,750,289,705円</p> <p>法第93条第2項の規定により、高額な医療に関する給付の発生による後期高齢者医療の財政に与える影響が著しいものとして、レセプト1件当たり80万円を超えるものの80万円超過分につき、政令で定める算定方法により「高額医療費負担対象額」を算出し、4分の1を乗じた額を、国が広域連合に対し負担するものです。 当該年度の負担金については、概算の金額により交付となり、翌年度で精算します。</p>
2. 国庫補助金	55,517,748,000円	56,686,316,163円	56,686,316,163円	0円	
1. 調整交付金	49,399,235,000円	50,488,365,000円	50,488,365,000円	0円	<p>◎普通調整交付金 ※決算額 50,371,842,000円</p> <p>法第95条の規定により、広域連合間における被保険者に係る所得の格差による財政の不均衡を是正することを目的として、普通調整交付金が交付されます。</p> <p>◎特別調整交付金 ※決算額 116,523,000円</p> <p>特別調整交付金は、災害その他特別な事情がある広域連合に対して交付されます。 特別調整交付金のうち「特別対策に関する広報の実施等」に要する経費については、一般会計で支出している経費が補助対象となるため、所要額を一般会計へ繰り出している。</p> <p>①療養担当手当に係る額 19,114千円 ②円滑な運営のために必要な額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別対策に関する広報の実施等 69,167千円 ・長寿・健康増進事業の実施 28,242千円 (広域連合事業 2,723,658円・市町村事業 25,518,749円)

科 目	予算現額	調 定 額	収入済額	収入未済額	説 明
2. 特別高額医療費共同 事業費補助金	40,000,000円	53,881,465円	53,881,465円	0円	<p>◎特別高額医療費共同事業費補助金 <u>※決算額 53,881,465円</u></p> <p>特別高額医療費共同事業は、広域連合における著しい高額な医療費の発生による財政影響を緩和するため、発生した高額医療費を共同で負担することによりリスクの分散を図るとともに、発生した広域連合の財政負担の軽減を行うことを目的として、全国の広域連合からの拠出金をもとにして実施される事業です。</p> <p>共同事業の対象は、レセプト1件当たり400万円超のレセプトで、当該レセプトの200万円超の部分について、保険料と調整交付金でまかなうべき部分から、公費による高額医療費に対する支援を除いた部分について交付となります。</p> <p>特別高額医療費共同事業の医療費拠出金と事務費拠出金が、平成20年度後期高齢者医療制度事業費補助金の補助対象であり、所要額が、国より補助金が交付となりました。</p>
3. 保健事業費補助金	130,690,000円	96,932,000円	96,932,000円	0円	<p>◎保健事業費補助金 <u>※決算額 96,932,000円</u></p> <p>法第125条第1項で、広域連合は被保険者の健康の保持増進のために必要な事業に努めるよう規定されており、当広域連合では健康診査実施要綱を定め、構成市町村に健診事業を委託し実施している。</p> <p>構成市町村への委託費が、国の平成20年度後期高齢者医療制度事業費補助金の健康診査事業の補助対象事業となり、国より交付となりました。（補助率3分の1）</p>
4. 医療費適正化事業費補助金	1,469,000円	1,469,000円	1,469,000円	0円	<p>◎医療費適正化事業費補助金 <u>※決算額 1,469,000円</u></p> <p>平成20年度後期高齢者医療制度事業費補助金交付要綱による医療費適正化事業の「レセプト点検専門員の研修」及び「介護保険との給付調整に係るレセプト点検」の実施に対する国庫補助金（補助率1/2）</p> <p>・医療費適正化事業</p> <p>①レセプト点検専門員の研修 650,000円</p> <p>②介護保険との給付調整に係るレセプト点検 819,000円</p>

科 目	予算現額	調 定 額	収入済額	収入未済額	説 明
5. 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金	2,296,929,000円	2,396,244,252円	2,396,244,252円	0円	<p>◎高齢者医療制度円滑運営事業費補助金</p> <p style="text-align: right;"><u>※決算額 2,396,244,252円</u></p> <p>平成20年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金交付要綱による広域連合が実施する事業で「保険料軽減措置」及び「広域連合電算処理システム改修事業」に対する国庫補助金</p> <p>①保険料軽減措置 2,381,330,252円 平成20年度中の法令改正により、保険料均等割8.5割軽減及び所得割5割軽減の実施に伴う、保険料軽減額相当分に対する補助金</p> <p>②広域連合電算処理システム改修事業 14,914,000円 標準システム改修に係る負担金に対する補助金</p>
6. 高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金	3,649,425,000円	3,649,424,446円	3,649,424,446円	0円	<p>◎高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金</p> <p style="text-align: right;"><u>※決算額 3,649,424,446円</u></p> <p>平成20年度高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金は、後期高齢者医療制度臨時特例基金の造成に必要な経費を交付することにより、被扶養者であった被保険者の保険料の軽減、説明会の開催及び周知広報、きめ細やかな相談を実施するための体制整備並びに低所得者の保険料の軽減を行い円滑な運営を図ることを交付目的としている。</p> <p>交付金は、全額後期高齢者医療会計において基金へ積み立て、所要額を一般会計及び後期高齢者医療会計でそれぞれ取り崩して、事業を実施する。</p> <p>①保険料徴収激変緩和措置継続分 1,182,444,838円</p> <p>②説明会の開催及び周知広報に要する経費 261,324,585円</p> <p>③きめ細やかな相談のための体制整備に要する経費 281,819,026円</p> <p>④低所得者の保険料軽減措置に要する経費 1,923,835,997円</p>

科 目	予算現額	調 定 額	収入済額	収入未済額	説 明
3. 道支出金	46,348,123,000円	45,391,372,000円	45,391,372,000円	0円	
1. 道負担金	46,313,123,000円	45,356,372,000円	45,356,372,000円	0円	
1. 療養給付費負担金	44,886,498,000円	43,660,606,000円	43,660,606,000円	0円	◎療養給付費負担金 <u>※決算額 43,660,606,000円</u> 法第96条第1項の規定により、「療養の給付等に要する費用の額」から「現役並み所得に該当する人の療養の給付等に要する費用の額」を控除した額に、12分の1を乗じた額を、道が広域連合に対し定率負担をするものです。 当該年度の負担金については、概算の金額により交付となり、翌年度で精算します。
2. 高額療養費負担金	1,426,625,000円	1,695,766,000円	1,695,766,000円	0円	◎高額医療費負担金 <u>※決算額 1,695,766,000円</u> 法第96条第2項の規定により、高額な医療に関する給付の発生による後期高齢者医療の財政に与える影響が著しいものとして、レセプト1件当たり80万円を超えるものの80万円超過分につき、政令で定める算定方法により「高額医療費負担対象額」を算出し、4分の1を乗じた額を、国が広域連合に対し負担するものです。 当該年度の負担金については、概算の金額により交付となり、翌年度で精算します。
2. 道補助金	35,000,000円	35,000,000円	35,000,000円	0円	
1. 保健事業費補助金	35,000,000円	35,000,000円	35,000,000円	0円	◎後期高齢者検診事業費補助金 <u>※決算額 35,000,000円</u> 平成20年度後期高齢者健診事業費補助金交付要綱により、広域連合が行う被保険者に対する健診事業に対し補助することにより、糖尿病等の生活習慣病の早期発見及び予防を図り、もって後期高齢者の健康の保持増進に寄与することを目的として、広域連合が実施する、被保険者に対する健診事業に要する経費（委託料）を補助対象事業とし、補助金が交付となります。 （補助率6分の1以内の額、上限は35,000千円）

科 目	予算現額	調 定 額	収入済額	収入未済額	説 明
4. 支払基金交付金	234,983,314,000円	230,247,252,000円	230,247,252,000円	0円	
1. 支払基金交付金	234,983,314,000円	230,247,252,000円	230,247,252,000円	0円	
1. 後期高齢者交付金	234,983,314,000円	230,247,252,000円	230,247,252,000円	0円	◎後期高齢者交付金 <u>※決算額 230,247,252,000円</u> 広域連合が被保険者への療養の給付として負担する費用の4割及び現役並み所得者への特定費用等として負担する費用の9割は、現役世代からの長寿医療制度への負担として、社会保険診療報酬支払基金が交付する後期高齢者交付金で賄われます。 法第100条の規定により、保険納付対象額を算出し、支払基金が徴収する後期高齢者支援金を財源として、支払基金より交付となります。
5. 特別高額医療費共同事業交付金	93,148,000円	66,725,059円	66,725,059円	0円	
1. 特別高額医療費共同事業交付金	93,148,000円	66,725,059円	66,725,059円	0円	
1. 特別高額医療費共同事業交付金	93,148,000円	66,725,059円	66,725,059円	0円	◎特別高額医療費共同事業費補助金 <u>※決算額 66,725,059円</u> 特別高額医療費共同事業は、広域連合における著しい高額な医療費の発生による財政影響を緩和するため、発生した高額医療費を共同で負担することによりリスクの分散を図るとともに、発生した広域連合の財政負担の軽減を行うことを目的として、全国の広域連合からの拠出金をもとにして実施される事業です。 共同事業の対象は、レセプト1件当たり400万円超のレセプトで、当該レセプトの200万円超の部分について、保険料と調整交付金でまかなうべき部分から、公費による高額医療費に対する支援を除いた部分について交付となります。
6. 財産収入	1,000円	0円	0円	0円	
1. 財産運用収入	1,000円	0円	0円	0円	
1. 利子及び配当金	1,000円	0円	0円	0円	◎科目計上

科 目	予算現額	調 定 額	収入済額	収入未済額	説 明
7. 繰入金	3,569,528,000円	2,626,752,320円	2,626,752,320円	0円	
1. 一般会計繰入金	1,485,568,000円	1,226,183,800円	1,226,183,800円	0円	
1. 一般会計繰入金	1,485,568,000円	1,226,183,800円	1,226,183,800円	0円	<p>◎後期高齢者医療会計事務費繰入金 <u>※決算額 1,131,746,000円</u></p> <p>構成市町村からの事務費負担金を、一般会計で一括して収入し、後期高齢者医療会計の事務費相当額を一般会計より繰り入れるもの。</p> <p>◎保険料不均一賦課繰入金 <u>※決算額 94,437,800円</u></p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）附則第14条第3項及び第4項の規定に基づく、保険料不均一賦課に伴う国及び道からの負担金を、法附則第14条第2項の規定に基づき、一般会計から後期高齢者医療特別会計が繰り入れるもの。 法令の規定に従い、一般会計で収入し、後期高齢者医療会計へ国庫負担金と道負担金を合わせて繰り入れる。</p>
2. 基金繰入金	2,083,960,000円	1,400,568,520円	1,400,568,520円	0円	
1. 後期高齢者医療制度臨時特例基金	2,083,960,000円	1,400,568,520円	1,400,568,520円	0円	<p>◎後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金 <u>※決算額 1,400,568,520円</u></p> <p>平成19年度高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金及び平成20年度高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金により設置した後期高齢者医療制度臨時特例基金から交付対象事業分の所要額を取り崩す。</p> <p>①保険料徴収激変緩和措置分 1,331,041,366円</p> <p>②きめ細やかな相談体制整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域連合事業実施分 68,101,950円 (サーバー増設・市町村窓口端末増設) ・市町村事業実施分 1,425,204円 (市町村特別対策事業交付金より支出)

科 目	予算現額	調 定 額	収入済額	収入未済額	説 明
8. 諸収入	130,004,000円	157,294,695円	157,107,685円	187,010円	
1. 預金利子	130,001,000円	130,811,858円	130,811,858円	0円	
1. 預金利子	130,001,000円	130,811,858円	130,811,858円	0円	◎歳計現金預金利子 <u>※決算額 130,811,858円</u>
2. 雑入	3,000円	26,482,837円	26,295,827円	187,010円	
1. 第三者納付金	1,000円	20,951,551円	20,951,551円	0円	◎交通事故等賠償金 <u>※決算額 20,951,551円</u> 法第58条の規定により、広域連合は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、後期高齢者医療給付を行ったときは、その後期高齢者医療給付の価額の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得することに基づく、賠償金。
2. 返納金	1,000円	5,091,858円	4,904,848円	187,010円	◎不正利得等返納金 <u>※決算額 4,904,848円</u> 法第59条の規定により、偽りその他の不正の行為によって後期高齢者医療給付を受けた者があるときは、広域連合は、その者からその後期高齢者医療給付の価額の全部又は一部を徴収することに基づく、不正利得等返納金。
3. 雑入	1,000円	439,428円	439,428円	0円	◎雇用保険収入 <u>※決算額 19,428円</u> ◎後期高齢者レセプトデータ作成業務 <u>※決算額 420,000円</u>
合 計	572,175,205,000円	564,596,565,993円	564,596,378,983円	187,010円	

②歳出に関する説明（後期高齢者医療会計）

科 目	予算現額	決 算 額	不 用 額	説 明
1. 後期高齢者医療費	571,665,604,000円	554,158,743,871円	17,506,860,129円	
1. 総務管理費	5,046,447,000円	4,896,567,592円	149,879,408円	
1. 一般管理費	4,430,602,000円	4,320,902,942円	109,699,058円	<p>◎後期高齢者医療制度の運営に要した経費</p> <p>○消耗品費、印刷製本費、通信運搬費などの運営関連事務経費 <u>※決算額 84,391,638円</u></p> <p>○時間外等職員手当、嘱託職員報酬等職員管理費 <u>※決算額 43,695,781円</u></p> <p>○派遣元市町村への人件費負担金 派遣職員構成（平成21年3月31日現在） 派遣元(30団体)派遣職員数(43名)／うち医療会計派遣職員数(27名) <u>※決算額 143,433,560円</u></p> <p>◎後期高齢者医療制度の給付関連ほか業務委託費 ○給付関連等業務委託、2次点検業務委託などの制度運営に関する業務委託 <u>※決算額 399,957,517円</u></p> <p>◎後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金 <u>※決算額 3,649,424,446円</u> ○国の平成20年度高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金による基金積立金 ①保険料徴収激変緩和措置継続分 1,182,444,838円 ②説明会の開催及び周知広報に要する経費 261,324,585円 ③きめ細やかな相談のための体制整備に要する経費 281,819,026円 ④低所得者の保険料軽減措置に要する経費 1,923,835,997円</p>
2. 会計管理費	1,108,000円	638,370円	469,630円	<p>◎会計事務費</p> <p>○郵便振替料金隔地払い手数料等の会計経費 <u>※決算額 638,370円</u></p>

科 目	予算現額	決 算 額	不 用 額	説 明
3. 電算処理システム費	614,737,000円	575,026,280円	39,710,720円	<p>◎電算システムの運用に要した経費</p> <p>○消耗品費、通信運搬費などの管理経費 <u>※決算額 16,196,110円</u></p> <p>◎電算システム運用関連業務委託費</p> <p>○システム運用保守業務委託、カスタマイズ業務委託、市町村窓口端末整備などの電算システム運用に関する業務委託 <u>※決算額 269,723,580円</u></p> <p>◎電算システム機器等賃借料</p> <p>○市町村機器、広域連合内機器等の賃貸借料 <u>※決算額 236,707,590円</u></p> <p>◎電算システム関連備品購入費</p> <p>○市町村窓口端末、一括処理専用サーバー機器等購 <u>※決算額 37,485,000円</u></p> <p>◎電算システム共同事業拠出金</p> <p>○電算システム改修共同事業に係る負担金 <u>※決算額 14,914,000円</u></p>
2. 保険給付費	566,619,157,000円	549,262,176,279円	17,356,980,721円	
1. 療養給付費	537,691,684,000円	520,973,938,832円	16,717,745,168円	<p>◎療養の給付に要した経費</p> <p>○法第64条の規定により、被保険者の疾病又は負傷に対する療養の給付に要したもの <u>※決算額 520,973,938,832円</u></p>
2. 訪問看護療養費	917,032,000円	917,031,960円	40円	<p>◎訪問看護療養費の支給に要した経費</p> <p>○法第78条の規定により、被保険者の指定訪問看護の支給に要したもの <u>※決算額 917,031,960円</u></p>

科 目	予算現額	決 算 額	不 用 額	説 明
3. 移送費	1,121,000円	0円	1,121,000円	◎移送費の支給に要した経費 ○法第83条の規定により、被保険者が療養の給付を受けるため病院又は診療所に移送されたことによる移送費の支給に要したもの (療養給付費より支出)
4. 高額療養費	21,725,904,000円	21,630,420,856円	95,483,144円	◎高額療養費の支給に要した経費 ○法第84条の規定により、被保険者に対する高額療養費の支給に要したもの <u>※決算額 21,630,420,856円</u>
5. 審査支払手数料	1,603,756,000円	1,596,802,028円	6,953,972円	◎審査支払手数料の支払いに要した経費 ○国保連合会に対する審査支払手数料の支払いに要したもの <u>※決算額 1,596,802,028円</u>
6. 特別高額医療費共同 事業拠出金	93,148,000円	53,484,559円	39,663,441円	◎特別高額医療費共同事業に対する拠出金の支払いに要した経費 ○国保中央会に対する特別高額医療費共同事業に対する拠出金 <u>※決算額 53,484,559円</u>
7. 特別高額医療費共同 事業事務費拠出金	500,000円	396,906円	103,094円	◎特別高額医療費共同事業に対する事務費拠出金の支払いに要した経費 ○国保中央会に対する特別高額医療費共同事業に対する事務費拠出金 <u>※決算額 396,906円</u>
8. 葬祭費	959,310,000円	958,080,000円	1,230,000円	◎葬祭費の支給に要した経費 ○法第86条の規定により、後期高齢者医療に関する条例を定め、条例第2条により葬祭費として、3万円を支給する <u>※決算額 958,080,000円</u>

科 目	予算現額	決 算 額	不 用 額	説 明
9. 健康診査費	709,200,000円	214,938,838円	494,261,162円	◎健康診査業務委託に要した経費 ○法第125条第1項及び条例第3条に基づき、北海道後期高齢者医療広域連合健康診査実施要綱を定め、構成市町村が実施する健診事業に対する委託料 <u>※決算額 214,938,838円</u>
10. 道財政安定化基金拠出金	180,877,000円	180,458,000円	419,000円	◎道財政安定化基金に対する拠出金 ○法第116条の規定により、後期高齢者医療の財政の安定化に資するために設置する道財政安定化基金に対する拠出金 <u>※決算額 180,458,000円</u>
11. 運営安定化基金造成金	2,736,475,000円	2,736,475,000円	0円	◎北海道後期高齢者医療広域連合運営安定化基金積立金 ○後期高齢者医療給付に係る財源の年度間の調整と被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を円滑かつ効率的に実施するための運営安定化基金への積立金 <u>※決算額 2,736,475,000円</u>
12. 諸費	150,000円	149,300円	700円	◎保険料還付金等負担金 ○保険料歳出還付金及び還付加算金 <u>※決算額 149,300円</u>
2. 公債費	300,000,000円	0円	300,000,000円	
1. 公債費	300,000,000円	0円	300,000,000円	
1. 利子	300,000,000円	0円	300,000,000円	◎一時借入金利息 (平成20年度は、一時借入金の借入れ実績なし) <u>※決算額 0円</u>
3. 予備費	2,000,000円	0円	2,000,000円	
1. 予備費	2,000,000円	0円	2,000,000円	
1. 予備費	2,000,000円	0円	2,000,000円	◎予備費 (平成20年度は、予備費充用なし) <u>※決算額 0円</u>

科 目	予算現額	決 算 額	不 用 額	説 明
4. 諸支出金	207,601,000円	96,111,352円	111,489,648円	
1. 繰出金	69,474,000円	69,167,399円	306,601円	
1. 一般会計繰出金	69,474,000円	69,167,399円	306,601円	◎一般会計への繰出金 ※決算額 69,167,399円 法第95条の規定に基づき交付される調整交付金のうち特別調整交付金の「特別対策に関する広報の実施等」に係る国庫補助金を、後期高齢者医療会計で収入し、一般会計へ繰り出しをする。 ・ 特別対策に関する広報の実施等に要する経費（一般会計） ①広域連合事業実施分 10,819,200円 （広報事業業務委託料より支出） ②市町村事業実施分 58,348,199円 （市町村特別対策事業交付金より支出）
2. 市町村支出金	138,127,000円	26,943,953円	111,183,047円	
1. 市町村支出金	138,127,000円	26,943,953円	111,183,047円	◎市町村特別対策事業交付金 ※決算額 26,943,953円 ①構成市町村における「きめ細やかな相談体制整備事業」に対する交付金 ・ 後期高齢者医療制度臨時特例基金取り崩しによる 1,425,204円 ②構成市町村における「長寿・健康増進事業」に対する交付金 ・ 国の特別調整交付金による実施事業に対する交付金 25,518,749円 ○特別調整交付金補助対象事業項目 ①健康相談、健康に関するリーフレットの提供 ②スポーツクラブ、保養施設等の利用助成 ③スポーツ大会、レクリエーションの運営費の助成 ④医療と介護の連携強化モデル事業 ⑤その他、被保険者の健康増進のために必要と認められる事業
合 計	572,175,205,000円	554,254,855,223円	17,920,349,777円	

4 基金運用状況調書

この調書は、北海道後期高齢者医療広域連合運営安定化基金（以下「運営安定化基金」という。）及び北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金（以下「臨時特例基金」という。）の運用状況を示しており、その内容は次のとおりである。

① 運営安定化基金

高齢者の医療の確保に関する法律第56条に規定する後期高齢者医療給付に係る財源の年度間の調整を行うとともに、同法第125条第1項に規定する被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を円滑かつ効率的に実施することを目的として設置している基金で、平成20年度に2,736,475,000円を基金に積み立て、次年度以降の年度間の財政調整の財源としている。

(単位：円)

区 分	平成19年度末 現在高 (A)	平成20年度			平成20年度末 現在高 (A+B)
		増	減	計 (B)	
預 金	0	2,736,475,000	0	2,736,475,000	2,736,475,000

② 臨時特例基金

高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療制度の円滑な施行を図ることを目的として設置している基金です。

広域連合が交付を受ける「高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金」及び「高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金」が、基金の設置財源となっています。

平成20年度では、後期高齢者医療会計において高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の国庫補助金を受けて3,649,424,446円の積み立てを行い、一般会計で説明会の開催及び周知広報に要する経費として49,620,686円、後期高齢者医療会計で、保険料徴収激変緩和措置分として1,331,041,366円、きめ細やかな相談体制整備事業として69,527,154円を、それぞれの会計より取り崩し事業を行っている。

(単位：円)

区 分	平成19年度末 現在高 (A)	平成20年度			平成20年度末 現在高 (A+B)
		増	減	計 (B)	
預 金	1,337,252,700	3,649,424,446	1,450,189,206	2,199,235,240	3,536,487,940